

も	く	じ
総務部	・	1
企画理事	・	8
土木建築部	・	11

- 予算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。(その4)

## 総務部書面審査 (06年2月15日)

### 前窪 義由紀 (日本共産党・宇治市及び久世郡)

#### 京都府による合併押しつけは許さない

【前窪】「京都府・市町村行財政推進審議会」について、今議会で審議会設置の条例と、その予算が提案されているのでお聞きします。合併連携新法では、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定するために審議会を設置するといことが言われている。提案されているこの審議会は、この合併新法に基づく中でつくられると理解してよいか。

【総務部長】今般お願いしている審議会は、前に申し上げたが、京都府と市町村と行財政連携推進会議というのを、ずっと長いこと議論してきて、市町村担当の方でも、様々な窓口システムの共同開発や運用の共同化、あるいは税の徴収等について共同組織をつくって、強力で課税の公平をやっていこうよというような、市町村の組織形態そのものに大きく影響を及ぼすような議論が煮詰ってきた。こういうものについては、きちんとした条例上の根拠も持つ審議会で議論していこうという中で出てきた。今、委員ご指摘の合併新法の問題だが、この審議会は合併審議会に根拠を置くものではないが、合併新法においても、今後合併をしようとする市町村に対して様々な支援措置がある。支援措置の要件として、都道府県の審議会の審議を経てというのがあり、それであれば、要件についてはこの審議会も満たすというような位置づけです。

【前窪】合併新法では、その構想を策定して、それに基づいて都道府県が合併協議会の設置の勧告や斡旋や調停、それから合併協議推進勧告等の措置を講ずることができるというような文言も盛り込まれており、今回提案されている審議会では、そういうところまで踏み込んだ形の内容を想定しているのか。

【総務部長】我々が想定しているのは、現在、新しい合併新法下でも合併協議をされているところが、府南部で具体化しているところがあるので、そうすると、我々には特例措置はないのかというふうな不安があったので、特例措置の要件はこの審議会も満たしますよということを想定してお願いしています。

【前窪】部長、そういう、いいとこ取りだけできると理解したらいいのですか。

【総務部長】どういう事態を想定して提案したのかというご質問でしたので、私どもはそういう事態を想定して提案させて頂いていると説明させて頂いた。

【前窪】提案されている条例の中では、審議会は知事の諮問に応じて、市町村の行財政の改革に関する事項等について、調査審議することとなっている。もっぱら市町村にかかわる問題を取り上げることができる。それを知事がとりあげて審議会に諮問するという形になってはいますが、これは簡単に言えば、第三者機関という形を経ながら、直接市町村行政への介入ができる道を開くと、こういうことに形としてはなるのではないかと。そうでないと言い切れますか。

【総務部長】合併の問題も含めて、市町村間における議論があって、京都府に具体的なご要請があって始めて活動してきたということであり、その域を超えるものではありません。

【前窪】先行している都道府県では、山梨県は12市町村名を名指しして、11のパターンで合併しなさいという構想を示している。岩手県も8つの組み合わせパターンを審議会に諮問するというをやっているから、私は、京都府ではそういうようなことはないのですねということ念押しに聞いているのです。そういうことをやるのですか。

【総務部長】先程言ったように、具体的にすでに話し合いをされている市町村が、我々には特例措置はないのかという不安があるので、そういうご不安はないですよということを想定して提案している。

【前窪】私が言っているのは、そういう特例的な措置を、いわば自主的な合併の時にそれを活用すると、財政的措置を含めて、そういうことはあってもいいと思うが、部長はそれだけ言うのですが、私が聞いているのはそこではなくて、そういう合併パターンなんかを示すようなことも、この審議会でするのですかということ聞いている。

【総務部長】なにを想定して提案しているかというご質問だったの、今までお答えした内容以上のことは想定していないということです。

【前窪】私は、今提起させてもらった問題について危惧をもちます。それから先程から出ています「京都府市町村経営改革支援シート」、こういうようなものも具体的に示されている。こういうことが相まって、合併への京都府の指導を強化する、こういうことがあってはならないということを申し上げておきたい。以上です。

## **加味根 史朗**（日本共産党・京都市右京区）

### **深刻な府北部の医療不足、府として緊急対策をとれ**

【加味根】最初に、京都府北部の医師不足の問題で府立医科大学がどう対応されてきたのか、今後どう対応されようとしているのか伺いたと思います。

今、府北部の医療不足は大変深刻になっています。私も現地のいくつかの病院へ直接お伺いもしてきました。弥栄病院や舞鶴の医療センターでは産婦人科医が確保できずに、この4月からお産ができなくなる。舞鶴の医療センターは北部の周産期医療のセンターですが、その機能が果たせなくなって大きな穴が空くこととなります。舞鶴市民病院は、内科医が確保できないということで市民病院の廃止、民間委託が市長から提案されて大問題になっています。京都府がこの問題に対してどのように対応してきたのかが、今、問われているというふうに思います。京丹後市長や舞鶴市長、また舞鶴医療センターからも、府立医大に直接、医師派遣を求める要請がたびたび行われたというふうに聞いていますが、その経過はどうであったのか。結果として、府立医大として医師を派遣するには至りませんでした。その理由や事情はどうであったのか。さらに、知事部局からこの問題でどういう話があって、どういう協議がされてきたのか、そのあたりを明らかにしていただきたい。

【府立医科大学事務局長】北部地域を中心に医師確保が非常に難しくなっている状況については、いくつかの市町や病院から直接、事情をお聞きし、要望を受けていまして、充分、承知をしています。ただ、一昨年からの臨床研修医制度の必修化とか、医療の専門分化、また若手医師の意識の変化などによって中北部を始め医師確保が大変厳しい状況にあります。私も医科大学におきましても人的環境は非常に厳しい状況にありまして、最大限の努力はしておりますが、要望のすべてにこたえられる状況になく、大変苦慮しています。これらに対応するために新たな医師派遣システムが必要と考えきたところでございますが、一昨年の11月、保健福祉部を中心に京都大学とか、本学、医師会、市立病院協会等で構成されます地域医療対策協議会というのが立ち上がって、新たな医師派遣システムの構築に向けた検討が始められています。その中で、今、保健福祉部のほうで考えられていますのは、それぞれの市町村の要望を保健福祉部のほう

で取りまとめて、それを医科大学のほうと協議をする。その中で、できる限り派遣をしていく。短期間に派遣をして、また大学に帰る時には一定の処遇をするというふうなシステムを現時点では考えているところです。ご案内のように、府立医科大学では、これまでほとんどの卒業生が研修医として残っていただいて、さらに、他大学の卒業生からも来ていただくということで、まず本学の研修医として所属することが大学及び附属病院、京都府内等で医療に携わる医師養成の出発点となってきています。しかしながら、全国的な動向と同様に、京都府におきましても勤務医の減少とか、若手医師の気質の変化に加えて、新たな研修医の制度によって、この2年間、実質的には新たな医師が生まれないという極めて深刻な事態になっています。従いまして、今後、研修終了直後に専門医になるために本学を選択する者を、どのように多く確保できるのが最も大事な課題と考えていまして、研修医の制度が始まって初めての修了生が誕生するこの機会を捉えまして、大学とか附属病院、ならびに地域を支えるマンパワーをできるだけ確保しようということで今回の予算をお願いしているというのが実態です。

**【加味根】** いろんな努力をされてきたと思うのですが、結果として深刻な事態になっていて、これから対策を打つということですが、十分な対応だったのかという点で疑問が残ります。学長さんもおいでですので、そういう医師派遣の要請があって、学内で対応できないというお話を、今、されておりましたけれども、どんな議論があったのか、もう少し立ち入ってお聞かせただけのことがありましたら聞かせていただきたい。

**【府立医科大学学長】** 京都府は、医師自身は決して少ないことはないんです。全国で4番目くらいになっているんです。ただ、その医師の都市集中化がものすごく多い。これは、全体としても東京都とか、大阪とか大都市にもものすごい医師が集中している。それともう一つは、医師の中でも特に産婦人科、麻酔科、小児科。こういう医師不足。これは、産婦人科というようなところはすぐ事故があったら訴えられるとか、リスクが非常に多くて希望者がだんだん減っている。これは、だから、全体的にどういふところの医師がどうやということを引きとって把握していただきたいと思います。そのために、大学としてもいろいろな手を実際に努力して、来た場合どうするかということは非常に議論していますし、それから、北部地域は舞鶴でも4つ病院がありますよね。その病院は設置体が全部違う。僕は、これを今後、国の施策も関係していますが、どこがどこに集中して、どこがやっていくかということの議論をしてもらわないと、どこにも産婦人科もいる、小児科もいるというようなやり方はやっぱりおかしいと。だから、国立でやっているところ、市でやっているところ、日赤でやっているところ、これはやっぱり全体的にいくつも病院が実際には必要なので、そこにはどうやという議論は大学とかいうレベルじゃ無しに、やっぱり府とか、府じゃ無しに国レベルで厚労省がもっとそういうことはやってもらわないとだめやと。大学自身は、言ってきて、できるだけ努力は、やっているんです。しかし、どうしてもなかなか問題があるということもご理解いただきたいと思います。

**【加味根】** 学長さんの今のお話で、かなり理解できる部分があります。国の研修医制度に伴ってこういう事態が起こるといふのは国もわかっていたことでありまして、国の責任が本当に大きいというふうに思います。府立医大としては、医療センターを昭和46年から創って地域医療に貢献されてきたわけで、そういう努力は私たちもちろん評価をしているところですが、なお一層、こういう事態の中で医療センターの強化を図って、対応していくということが必要なのではないか。もちろん京都全体として京大とかいくつもあるわけで、そういう資源も最大限、支援もいただきながら対応していくということが必要になってくると思います。そこで、研修医制度を活用して、10人くらい枠を作って派遣できるようなシステムをというふうなことをお聞きしているんですが、10人というふうなことで、10人丸まるではないと思いますし、2人とか、3人とかいう形でローテーションを組んでという形になるのかなというふうなことを思うんですが、府立医大としては、それが最大限の対応なのか、府北部の医師不足の実態からするとまだまだそれでは対応しきれないような気がします、どんなふうにも今後、展開しようとされているのかお聞かせ下さい。

**【総務部長】** 地方の医師不足問題は、京都府としても看過できない重要な問題だということで、ただいま

指摘のあった予算の問題についても、要は10名だけ云々ということではなくて、研修医ではなくて後期専攻医のお話だろうと思いますけれども、要は、働き盛りで即戦力になる方々の層を後期専攻医として、できるだけ多く府立医大で確保される中で、とりあえず、その上積み分というか、プラスα分が10名程度ぐらいいかなという想定をしているんですが、別にそれにこだわる必要もないと思いますが、そういう中で働き盛りの方を後期専攻医として府立医大の中で働いていただいて、その中でできる限りローテーション的な格好で医師不足地域にも対応できるような対策というような形で当初予算をすでにお願ひしているということでもあります。これについては保健福祉部、あるいは医大も含めて府全体としてきちっと対応すべく調整を進めていきたい。

## 市町村の公的病院の統廃合や経営移譲。府は、押しつけ、促進をするな

**【加味根】** 現地に行ってお話を聞きますと本当に深刻でして、京都府の今の対応で充分なのか、私たちも検証していきたいなというふうに思っています。そんな中で、京都府が市町村経営改革支援シートを市町村に出されて、公的病院の統廃合や経営移譲について検討しているかということを示されて、経営移譲や統廃合を促進しているように見えますが、事実、この間、昨年4月に大江病院の民営化、精華病院も今年の4月から民営化、そして舞鶴市民病院もという動きになっています。京都府がそういう事態を奨励して、促進をしてきたのかなという印象を受けるのですが、精華町や大江町、舞鶴市、こういうところとの間で協議がされてきたのか、助言をしてきたのか、その辺の経過をお聞かせ下さい。

**【総務部長】** 本会議の時にご答弁させていただいた件かと思いますが、支援シートの400にものぼる項目の論点の例示を出しているというようなことであって、京都府として一定の方向性に云々というようなことを考えているものではありませんし、また、論点のご提供をただで具体的にどうなるんですかというようなことをヒアリングするというようなことはまったく予定しておりませんし、そういう意味では、議員のご指摘は当たらないものだろうと思います。

**【加味根】** ということは、精華町や大江町、舞鶴市の公的病院の経営のあり方について、まったく協議も相談も無かった、あるいは助言をしたことは無いということですか。

**【課長】** 経営形態について云々という相談なり助言をしたことはありません。ただ、大江町にしても、精華町にしても、初めて民営化をするとした後の会計処理の問題とか、職員の地方公務員法上の身分の問題とか、そういった多くの論点について助言を求められたという事実はありますので、経営形態が変わるということを各市町村のみなさんが決めた後に出てくる技術的な問題について助言をしたということです。

**【加味根】** 大江病院などは全員、解雇になりまして、身分が変わる、そして賃金も大幅にダウンする中で働くような事態になっていまして、大変な問題になっています。そういう方向を、事実上後押しする形を京都府がとっているんじゃないかなと今、お聞きしました。

## サービス低下を招く消防の広域化。消防力の充足を

**【加味根】** あと一点だけ、消防の広域化の問題について伺います。国は30万人規模で一つの消防署という方向を打ち出していますが、本府としてもそういう方向を目指しておられるのか。そして、デジタル化が提起されていますが、これに必要な事業予算というのはどれくらいになるのかお伺いしたい。

**【総務部長】** 先ほども申しましたが、消防署のあり方の議論は、たまたま市町村域の近所に住んでいると、その当該消防本部の消防署よりも隣の市町村の消防署のほうが近いとか、そういうふうな場合とか、あるいは、大規模な事故等があった場合には従来の市町村域を超えて広域的な運営をして、できるだけ府民の方々に適切な対応ができるようなというような観点から話し合っているというものです。それについては、現在でも広域化救急車の支援等については医療圏毎にやります。なぜかと言えば、病院に運ぶわけですから。どこの病院がどうあいているから、じゃあどこがあいているぞという話でやるのが一番でありますから、当然、もうすでに広域化しているわけです。ところが、現在の消防無線そのものは消防

本部ごとに周波数が違う等云々があるので、デジタル化を機に共通して使えるような形で、そうしたらどこの病院に運んでくださいという指揮、命令系統はどういうふうな形でやったほうがいいんだろうかというふうな積み上げの中で検討していくということなので、当初から人口何万とか、そういう形での議論の進め方ではないということをご理解いただきたいと思います。

**【加味根】** 乙訓も広域消防に一本化しました。警察の分署は、場所は変わっていませんが、職員が7人でやっていたところが4人だけになってしましまして、消防車が出たら救急車は出ない。もちろん、その周辺の分署から出るのですけれども、一つの分署で8分以内に消防車も救急車も駆けつけるということが事実上、困難になっているという事例をお聞きしています。乙訓でそうですから、大きな広域化になるとそれこそ本当に短い時間の間に駆けつけることができるのか。ましてや阪神大震災のような大災害が起こったときに、救急車も人も足りない、火事を消せないという事態が起こったわけで、職員の充足率が国の平均でも75%、人口が少ないところは63%という状況のまま広域化をして、職員も減らす、そして消防力も充足させること無く広域化ということになると、これは本当にサービス低下、そして、安全が損なわれる結果になりかねないという危惧を持っています。本当に消防力の充足ということ、そして、できるだけ小さい単位で充実するというをしっかりと貫いてやっていただきたい。要望して終わります。

## **梅木 紀秀** (日本共産党・京都市左京区)

### 企業誘致補助金の費用対効果について

**【梅木】** まず初めに企業誘致、税源涵養について伺います。今、企業誘致に力を入れているわけですが、費用対効果について総務部としてどのように把握をしておられるかお聞かせください。

**【総務部長】** 手元に数字を持ち合わせていなくて恐縮ですが、企業誘致については、まず、第一義的には雇用がある。第二には関連事業所も含めたところの間接雇用が相当出てくる。次には、また、いろんな物資のやり取りの中での波及効果が出てくる。そして、ゆくゆくは税源涵養にも大きく直接的につながってくるというような形での意義付けがあろうかと考えています。

**【梅木】** 具体的に企業誘致がいろいろと進んできています。雇用の問題でも、私どもの新井議員が本会議でも雇用の効果について質問しました。そういうようなものは一定、府民に対して説明をしていく責任があるというふうに思うのですが、総務部のほうで効果について今後、どう説明をしていこうと考えておられますか。

**【総務部長】** 経済効果なり雇用効果については所管部局のほうから報告なり答弁させていただいていたかと思えますけれども、今、その資料を持ち合わせていません。

**【梅木】** 総務部に関して、税源涵養についてはまとめておられますか。

**【税務課長】** 企業誘致全体というよりも三位一体条例によりまして、ものづくりの加減等で、府税で不動産取得税を約2億余軽減させていただいています。その対象となる企業が16、17年度に納めました法人2税については、16年度は11億、17年度は37億という形です。複数府県に展開します企業の誘致というものが本府の法人2税の税収に大きく反映していると思っています。いわゆる法人2税以外の、雇用増に伴う個人住民税とか波及いたしますものについては今後、また商工部と連携して分析に努めたいと考えています。

**【梅木】** 16年、17年に11億、37億を納めたというのは、この2億出している効果とか、企業誘致の効果とかいうふうなことは正確に説明をする必要があると思います。それ以上、税務課長には聞きませんが、要は、費用対効果ということで、企業誘致をする上で、いかにこれが有効になるのかということが府民にとってしっかりと説明される必要があるだろうと思います。判断をする上での説明が不十分だというふうに思っているから言うわけで、今後、まとめていただきたいと思いますが、そこで、市町村経営改革支援シートが出ましたが、その支援のチェック項目の中に、税源涵養のため企業誘致等の対策を行っ

ているか、そして誘致のための財政負担と効果額について不断に検証しているかというふうに書いてあります。これは過去形になっていますね。京都府の場合はどこが不断に検証しているのですか。

**【総務部長】** 所管部局のほうで経済効果、雇用効果等について報告させていただいたかというふうに認識しています。

**【梅木】** 前に商工部に聞いたけれども、企業誘致に関わってどれだけの効果があったかという誘致によるものの効果については、私は説明を受けておりません。それで、不断に検証しているかという場合に、総務部が、地方課が市町村にこの支援シートを出す時にどういうふうな形で検証するのかということ、効果を想定していますか。府で言えば、全体で言えば予算を組む上で総務部がやるべきではないかと思いますが、総務部はその責任はないと思っていますか。

**【総務部長】** 責任がないということではなくて、第一義的には経済効果、雇用効果等について所管部局のほうで把握をして、本会議等でも報告させていただいたかと認識しています。

**【梅木】** 大変重要なことで、これは総務部のほうでまとめて、きちりと府民に対して説明すべきだというふうに思います。これは指摘しておきます。

## 府の借金増の原因について

**【梅木】** 次に、有利な起債ということで、ずい分借金をしてきた。私が議員になり、有利な起債というけれども、本当に国が府の借金を見ってくれるのかということは何回も聞いてきた。その当時の財政課長、また地方課長等も、これは決まっておりますのでちゃんと国が措置してくれますというふうに答弁をしてきた。部長は、ちょうど私が議員になった頃、96年に栃木県の財政課長をされていた頃です。あなたは有利な起債をどのように説明してきましたか。国がちゃんと面倒見てくれるというふうに説明してきたのではないですか。

**【総務部長】** 有利な起債と称されているものが具体的に私の認識と一致するかどうかわかりませんが、一般的には基準財政需要額等の中できちんと積算をされた上で、総額計算の中で組み込まれているような起債というものが、私が財政課長をしていた当時、存在していましたし、そういうものは活用させていただいたという記憶があります。

**【梅木】** 借金したら国が7割見ますよという感じで後年度措置されますというような形で起債があったわけですね。国が公共事業をやるのに補助金でやってきた。ところが、補助金は足りなくなってきたから、後年度措置するから借金をしろということで、ずい分、借金が増えてきた。それが国と地方を合わせて1千兆円にもなってきた大きな原因だと私は認識しています。話は少し変わりますが、インターネットで京都府のホームページを見たら、去年の12月10日に龍谷大学で山田知事が講演をされている。それを読ませていただきました。その中で、山田知事はあまり道路に熱心じゃないみたいねというふうに言われる。だけども知事は、そんなことをしていたから1千兆円も借金を作ったんじゃないのというふうに答えています。私と認識が一致するなと思ったんですが、その1千兆円の借金を作ってきた原因に、先ほど言いました有利な起債、後年度措置しますよというやり方をしてきたことが、これは大きかったなというふうに、当時、栃木県でもお進めになってきた部長としてどうお考えになりますか。

**【総務部長】** まず、第一に、借金をしろというふうな話を言われた記憶はありません。確かにこの10年間くらいの中に、企業のほうではいろいろと過剰債務を整理したり、過剰設備を整理したりという調整期間を過ごされております。わが国の経済が非常に厳しい時期です。これについて国の経済対策等々で底支えをしていくというような施策が、確かに私が財政課長をやっておりました当時行われていました。昨今は、その経済対策等による下支えの効果もあると思いますが、全部とは言いませんが一部、民間企業にも景気のほうでの反映も出てきておるのかなというふうな感じをしておりますが、私の当時の記憶ですと、国が民間企業の底支えをする、その経済対策について地方行政としても一緒にやっっていこうというふうな中で、そういうふうな枠組みが作られていたというふうに記憶しております。

**【梅木】** 経済の下支えのためにやったというのはその通りで、その効果があったかどうかということについては、うーん、ちょっとはというような話はしたけれども、まさに検証されていない。私は、借金が増えてきて大変なことになったというふうに思っています。それで、京都府の場合に、後年度措置をされるというふうに言って、今ある府債の額はいくらですか。

**【総務部理事】** 18年度末現在高見込み額のうち、だいたい交付税で算入されるものが50%強、52%くらいです。金額にしますとだいたい残高が1兆3600億円ほどございますが、そのうち交付税算入されるのが7千億円強です。

**【梅木】** その7千億円というのは本当に国が後年度措置してくれるのですか。その保証はあるのですか。

**【理事】** 地方交付税法等のなかで、その分の元利償還金については交付税の基準財政需要額に算入するという形で明記されているので、交付税に当然、算入されるということになっていると思います。

**【梅木】** それはわかっていますが、基準財政需要額に算入されて、それは全部、府に来るのですか。

**【理事】** 基準財政需要額に算入されるということは、その分だけ基準財政需要額が増えるということです。従って、当然、交付税は需要と収入の差し引きなので、その算入された分が増加額として算入されているということです。

**【梅木】** そういうふうに言いながら、地方交付税総枠が三位一体の改革で5兆1千億円削減されているわけでしょう。財政需要額がいくらだということも、全体に計算はするけれども、そこのところちょいちょいと係数を変えとか、数字を変えたら地方交付税額全体を抑制できるわけです。姉齒の構造計算みたいなものだ。本当に来るのか。

**【総務部長】** 地方交付税総額の問題については、先ほど財政課長もおっしゃったように収入と需要の差です。だから、議員ご指摘の起債を発行するような中で国・地方が車の両輪として経済対策をして、わが国の経済を支えてきた。その成果が一部出てきて、法人関係税を中心に税収が回復をしてきている。その中で差し引き減ってきている分が相当あります。そういうふうな中ありますけれども、基準財政需要額に積むものについては理論値がきちんと積まれているので、途中でプログラムが改ざんされるとか、そういうことは有り得ません。

**【梅木】** どっちにしたって5兆1千億円も交付税が総額で削減されてくる。三位一体改革ということで地方交付税がきちんと措置されない。だから、実際の話として市町村合併だ、道州制だという話になってきているわけでしょう。景気回復でも、何も景気対策と違って、リストラをどんどん進めてきて、そういう企業が儲けを上げてきている構図があるわけです。その辺については法に定まっているというふうに言いながら、実際には有利な起債をどんどんさせてきて、府債の返済についても実際には国が責任を持っていない。持てないということを我々は主張してきたのにどんどん府債を増やしてきたという現実があるわけです。その辺については、国の言うままになったら大変なことになる。あなたはどっちの立場に立つか知らないが、私はそう思います。それで、財源不足が390億円というふうに書いてあります。ところが、260億円は2月に基金を積んで、260億円を来年度早々にまた取り崩す。これはよく考えたら財源不足260億円分はなくなるのではないかなと思います。見た目には310億円財源不足というふうに書いてあるが、実際的には260億円というふうなものは財源不足というふうに考えなくてもいいのではないかなと思います。どうですか。

**【総務部長】** 財源不足を財源不足のまま放っておいたら予算は組めません。予算は歳入と歳出が同額ですので、従って390億円の財源不足があったなかで様々な措置をした結果、歳入と歳出を同額にして予算としてご審議をお願いしているということです。対策を打ったから財源不足ではないだろうというのは若干、奇異な感じがします。

# 企画理事書面審査（06年2月16日）

## 前窪 義由紀（日本共産党・宇治市及び久世郡）

### 広域振興局の体制強化について

【前窪】広域振興局の運営、さらに権限強化という問題についてお聞きします。この間、加茂町のフェロシルトの埋め立て問題、それから、今もありましたように城陽の山砂利採集跡に産業廃棄物まがいの土砂が運び込まれ、当初これが6000台と言われていましたが、現時点では1万5800台搬入されていたということが明らかになっております。そこで、本庁での対応ということもありますけれども、広域振興局として、これらについてどう対応したのかという問題が残ると思います。今もありましたように1293項目の権限が広域振興局に移譲されたということだけに、現地・現場主義が的確に、具体的なこういう事案について発揮されたのかどうかという検証がしていると思っています。これについてどう考えていますか。

【企画理事】先ほどもお答えいたしましたけれども、ちょうど再編して1年8ヵ月くらいです。本年度に入りまして企画理事付けの職員と振興局の職員とでプロジェクトチームを作って、今言われたようなこと、権限移譲のこと、あるいは府民にどれだけサービスができていくかというようなこと、窓口の問題等々含めて検証いたしているところです。そういうことも踏まえて広域的な振興局の役割と言いますか、そういうものを進めていきたいというふうに思っています。

【前窪】山砂利問題で言えば、公共残土の埋め戻しについては整備公社という府もかかわりのあるところが関わって検査をしている。ところが、民間の残土については砂利採集業者で作る協同組合、ここがチェックするというようになっていくんですね。ここに大きな問題があって、これをやはり行政がすべて把握する体制を作らなければならないということが反省の中で出てきています。やはり振興局の体制が今のままでもつのかという問題も出てきますね。ですから、体制強化という意味で言えば、やはり具体的な事例をどうしていくのかということとあわせて人員体制の強化も含めて、今後の検討課題にしていきたいわけですが、そういった面についてはどうですか。

【企画理事】権限移譲の問題については、先ほど申しましたように2年間で1300したんですけれども、人員体制につきましては合わせて約70人の職員を4つの広域振興局に配置をして、その体制を構築したところです。それと、山砂利問題について出ていますが、所管が他になりますけれども、振興局の果たす役割という観点から申し上げますと、多くの権限を移譲しましたけれども、すべてを本庁から移したわけではありません。やはり広域的に判断するもの、本庁として当然やらなければならないものというものについてはまだ本庁が権限を持っているわけですし、そのこととは別に、それぞれの地域の情報というものについては、本庁と連携を図りながら進めていくというのが基本であると思っています。

【前窪】この問題では人員体制も含めて検証していただきたい。それから、山砂利跡地への土砂の搬入も夜中にずい分大量に入れられたということが報告されていますね。その他、産業廃棄物関係も依然として山間部へ投棄されるという問題が残っています。以前は地方振興局ごとに不法投棄等特別対策機動班が設置されていたんですね。ところが、振興局が局としては一つになりました。これがどう運用されているのかという問題も、この点で言えば残ると思うので、広域振興局の再編によって産業廃棄物等の不法投棄に対する機動班などの運用はどういうことになっているのか、把握されておりましたらお答え下さい。

【企画理事】今の時点で現在の状況というのを詳細には把握しておりませんが、少なくとも広域化になったことで専門的な部分と言いますか、そういうものについては保健所、土木事務所一体となるので、そういうものについては、効果は出ていると思っておりますけれども、詳細は承知しておりません。

【前窪】振興局が一本になって広域になっているだけに、きめ細かい動きを取れるような機動班にしてもらわないと、以前の振興局の体制に比べれば、12が4つになっているわけですから、問題が残ると思うの

です。これは点検していただきたいと思います。

## 地域振興計画について、議会のチェックの仕組みを

**【前窪】**次に、広域振興局ごとに作られている、いわゆる地域振興計画についてお聞きします。山城地域の計画では企業誘致の問題というのは大きな戦略の中心になっている。現時点で、この企業誘致として斡旋できるのは15ヘクタール分ぐらいしかない。目標では、今後3年から5年の間におおむね80ヘクタールの企業誘致ができる用地を確保したいということです。ところが、どうしてそれを確保するかというと、市町の、いわゆる都市計画の線引きの見直しなどで確保するという事になっている。具体的事例でいきますと、城陽市の優良農地、あらす芋のこの用地を20ヘクタール以上、企業立地用地にするために市外化区域に線引きを見直すというような計画が立てられているんですね。優良農地をつぶして企業立地用地を確保するという計画、これは一体どうなのかという批判も出ております。農業振興も重要な課題だし、府が誘導してこういう優良農地をつぶして企業立地だという計画がチェック無しに立てられていくということについて、府議会という立場で言えば、議会の意見などが最終こうなったというようなことではなかなか意見が言えないというところに問題があると思っています。ですから、こういう大きな地域戦略目標については府議会ですっかりチェックできるような仕組みを作る必要があります。その点についてお答えをいただきたいと思っています。

**【企画理事】**地域振興計画は、企業立地、商工関係から、農林から、土木からもうすべて入っているわけですし、固有のその分については、今のお話の企業立地については、私どももそういうような振興計画が入っていることは知っていますし、そういうことがあるというのは知っておりますけれども、ただ、私の立場からそれについてどうかと言われても、全てに関係しますその点についてはご理解いただきたいと思っています。

**【前窪】**例示を企業立地の問題で挙げただけなので、その他いろいろあるのですが、地域振興計画という大きな地域の戦略目標が、やはり議会での一定の論議を経て作られていくという仕組みが非常に大事なことを感じていますので、その点も検証していただきたいというふうに思っております。これは要望しておきます。

## 梅木 紀秀 (日本共産党・京都市左京区)

### 振興局に雪下ろし等のボランティア受け入れ窓口を

**【梅木】**広域振興局の仕事に関わってお聞きします。昨年からの大雪で、昨日もニュースを見ていましたら戦後3番目の死亡者数になったということで、そのうち3分の2以上が高齢者ということでした。去年の大雪の時に、ちょうど丹後のほうに申し入れの要望に行っていたときに、丹後のほうでこれだけ雪が大変だけれども、ボランティアを受け入れて、雪下ろしが大変なところに派遣するというふうなことは取り組まないのかと聞いたら、実は台風の時にボランティアに来ていただいた方から、雪大変そうですねということで申し入れがあったけれども、お断りをしたということです。屋根に上ったりするのが大変だということですが、ボランティアの方に来ていただいたら、私の経験からして、うちの党もあちこちに組織してボランティアに行っているわけですが、それはできるだろうというふうに思いますが、こういうふうなボランティアを組織して窓口になるというふうなことを振興局としてしっかり取り組むべきだと思いますが、どうでしょうか。

**【企画理事兼危機管理監】**ボランティアの関係については、所管が防災室であったり、福祉であったりするんですが、今、ご質問にありましたのでわかる範囲でお答えします。今回の大雪につきましては、正直なところ、最近にはまれな12月から降ったわけですが、正直なところ、私どものところにボランティアをなんとかお願いしたいというような要望というものはあまり聞かなかったのも事実です。ただ、災害等いろんな問題に関してボランティアがいろんな形で活躍していただくということは大事なこと

です。そういった機会がありましたら当然、一番地域に密着した振興局ですので、そのあたりの調整は今後必要かなというふうに思っております。

**【梅木】**今おっしゃった地域密着の振興局ということが大事で、実際に私も大雪の時に、もちろん左京区のほうも久多とかいろいろな雪が降るところがあるので、どうですかということで状況を聞きました。その中で弥栄町の胡桃谷の知人のところに電話をしたら、大変なんだと。今までは弥栄町に言ったら町の関係で消防団の人とか、そういう方々で協力してくれたけど、やっぱり京丹後の市役所に電話をしても様子をわかってくれない。そして、業者を派遣しましょうかというふうな話になってしまうということになる。それは、実際そういうことになってきているわけで、そういう時に京丹後も宮津もそれぞれ大変な時に、台風でせっかくできたつながりというようなものをコーディネートして、申し入れがあったようなときに振興局がちゃんと地域の状況を踏まえていて、地域に密着したような形でボランティアをうまくつなぐというふうなことは振興局の大切な仕事ではないかなと思うわけです。実際にその話を聞いて、せっかく申し入れがあったのに断ったという話を聞いて、私どもの宮津の市議員が、いや、宮津でもブルドーザーなどが入れなくて、路地で、日陰で解けないままになっていて、お年寄りが歩くのが大変なことになっているというところはやっぱり人海戦術だと。その人自身もあちこちボランティアで行っていたので、それがあつたらもっとできるのに、もったいないことをとおっしゃっていた。ぜひともこういうのを振興局の仕事として気配り、地域に密着した仕事として位置づけていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**【企画理事兼危機管理監】**振興局の仕事と位置づけるということではなくて、当然のことながら災害等が起きた場合につきましては府民の安心・安全を守るというのは当然のことです。同時に、これは京都府ということだけではなくて台風等の災害を含めて、当然、市町村と充分連携をしていく中で市町村がやるべきもの、あるいは広域的に対応が必要なもの等々がありまして、そういうことを踏まえて今後、充分、市町村等の連携を図りながら災害対応には万全を期していきたいというふうに思っています。

## 振興局が住民の暮らしの困難に目配せすべき

**【梅木】**私は台風 23 号の時にもちょうど現地に行って、京丹後のほうの対応、日曜日に閉まっているのに驚いたとかそういうことがあったんですが、やっぱり住民の暮らしのところに目配せをする状況がどうなのかなということをしっかき見ていくということを常に気をつけていかなければ、広域化したときにこの辺が見落とされるという心配があるということで、ぜひともこれは目配せお願いしたいと思います。例えば、福知山のほうで聞いた話ですと、パン屋さんの話ですけれども、大雪の時にお客さんがなくなってきたということで商店が大変だという話をあちこちで聞いたんです。それが、やっぱり振興局のほうでどうですか、雪で商店のみなさん困っていませんかというふうに私が聞いたら、把握してないわけです。もう少し、雪が降ったとなれば、市町村、府というようなことがあるかもしれないけれども、そういうふうな気配りが必要なのではないかというふうに思いました。きめ細かな地域に密着した振興局の仕事ということで、一度点検をお願いしたというふうに思います。

もう一つ、北部の医療の問題で、医師が不足しているという問題があちこちあります。この問題もどうですかというふうに状況を聞けば、例えば、丹後の広域振興局保健支所の中で医師不足という問題について、ないしは弥栄でお産ができない、実家に帰ってきたけれどもお産ができないという状況があったのでお話をしたら、広域振興局の中でこの問題に対応して状況を把握しなければならないという認識を持っている部局が無かった。もう一つは、前から言っているバスの問題で、採算がなかなか合わなくなるということで通院・通学のバスがなくなっていく。これをどういうふうに確保するかというのは、私は、広域振興局ごとに担当を置いて、地域の状況をしっかりとつかみながら本庁の広域交通とか、医療の問題だったら保健福祉部と取り組んでいく必要があると思いますが、現地・現場主義というふうに言った場合に地域に密着した振興局の仕事ということで、もっとそういうふうな担当者も必要なのではないかと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

【企画理事】医療の関係、交通機関の関係これは当然、地域それぞれのことで、広域振興局が一定の役割を果たすというのが当然かと思っています。ただ、話がちょっと大きすぎまして、医療については福祉であり、公共交通については企画環境部や、それぞれの地域だけで物事が解決できない問題というのは多々あるわけですし、今の議員のお話の中の医療の問題につきましても、これは一丹後の地域だけではなくて京都府全体として今後どうするかということを考えていかなければならないという形の中で、今、本庁のほうに於いてもそのことも検討しているところですし、同時に、当然のことながら広域振興局とも連携を図りながら情報もお互いに共有しながら解決していく問題だろうと思っています。

【梅木】交通の問題でしたら企画環境のほうで、京都府全体で考えるようにしていったら、地域の問題をしっかり住民の皆さん方の暮らしの状況・要望を市町村がとらえて、その上で、府の仕事ということになれば、そこを一つの振興局の単位で市町村とも連携をしながら見ていくというのが、住民の目線でどう府の仕事をしていくのかということになるだろうと思うので、大きな仕事を細かに見ながら府としての仕事をしていただきたいという意味で振興局の仕事のあり方について再度検討していただきたい。

## 土木建築部書面審査（06年2月17日）

### 前窪 義由紀（日本共産党・宇治市及び久世郡）

#### 国幹会議でも見直し、無駄な第二名神、まだ必要というのか

【前窪】第二名神の建設についてお伺いします。第二名神「大津―城陽間」25キロ、「八幡―高槻間」10キロの建設について、先の国幹会議で「主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めて事業着工について判断し、それまでは着工しない」とされた。主要な周辺ネットワークというのは、現在整備中の第二名神「亀山―大津間」、第二京阪「枚方―門真間」などをさすと見られますが、これらは、おおむね3年後に工事が完成する見込みだと、その時点で「改めて事業の着工について判断」と見られているということが報道されていますけれども、京都府としては、これらの道路が完成されても、尚、第二名神が必要だと考えておられるのか、建設促進運動をさらに続けるのか。また、第二名神が、採算が取れる道路と考えているのか。お考えをお聞かせください。

【松田理事】従前から、京都府は第二名神については、国の方向性、あるいは近畿にとっても、京都府にとっても非常に重要な道路だということで、促進の要望をしてきました。大津から東の部分が、供用され、あるいは第二京阪が大阪の門真まで延伸をされるという事態になればなるほど、この第二名神の区間が歯抜けになることが大きな問題になる。草津で合流した部分が、大渋滞に陥る、あるいは、そこに何か災害、被災がおきたときに大きな問題がおきる。これは明らかではないかと判断しています。そういう意味で、周辺の道路ネットワークが完成されるという事態になれば、ますますこの第二名神が必要ではないかということで整備促進を力強く要望していきたい。採算性の問題については、西日本会長の会長が、新聞でも、コスト削減は十分できるとおっしゃっているので、採算性についても十分できると判断しています。

【前窪】小泉首相が国会答弁で「採算の取れない無駄な道路は造らない。どうしても地元が必要というなら、地元がどれぐらい負担するのか。地元の議員が造れといっても出来ないものは出来ない」と明確にこういう答弁をされていますが、西日本高速道路会社が整備する区間として位置づけられたこの区間は、コスト削減をやるということで6,800億円という見込みを示しておられるが、それでも尚、巨費を投じなければならない。京都府としては、地元負担が大きく膨れ上がっても造るべき道路だと考えておられると思いますが、6,800億円で収まるかどうかということも、私は非常に疑問だと思っているが、これはどうですか。地元負担にかなりの比重がまわされるという見通しについてどうですか。

【松田理事】国幹道の整備計画のうち各会社に、いわゆる整備すべき路線ということと同時に、現在かかえている債務についても、45年間でこれを返済していくということと同時に、新しい建設については、コスト削減で全国的にも7.5兆円の枠の中で整備を図っていくと、この全体のスキムの中で、第二名神のこ

の部分も当然入っているわけであり、今後、当然3月末に機構と株式会社が、協定を結ぶときに、さらに詳しく、債務の返還の問題について厳しくやりとりされると思います。小泉総理はそういうふうに言われたかも知れませんが、私どもは、必要ではない、採算性が合わないとは考えていませんので、これは、必要性から言っても、あるいは西日本株式会社がつくることから言っても必要だ、さらに、西日本株式会社がつくることは、本体については地元の金銭的な負担は、制度上ないので、付け加えさせていただきます。

**【前窪】**西日本高速道路会社の石田孝会長はこうっておられます、「各自治体の主体的な協力がなければ、達成は難しい。社と各自治体は、事業を二人三脚の中で進めていかなければならない」。事業費の負担等も含めて、自治体への負担というのが、こういうところからも懸念されるわけです。私はこういう中で、経過として、地元では、滋賀、京都、大阪の3府県域の沿線13市町、この13市町の建設業界の方々を中心にして、建設促進協が結成され、国へ要望活動を繰り返し行なってこられた。一方、京滋バイパスの名神高速の草津一大山崎間の開通により、渋滞解消などをかなり実感として我々も受け止めているわけですが、地元住民の中では、これ以上の高速道路はいらないという声が非常に高いのです。むしろ大気汚染、騒音、低周波など環境悪化に対する不安が非常に強く出されています。京都府は、複数の幹線道路が必要だと、先程いろいろ述べられ、建設促進運動の先頭に立ってこられたというか、そういう位置をとってこられたわけですが、京滋バイパスの草津一大山崎間の開通により、複数の幹線、これが確保されたわけであり、その後、供用を開始されてから、渋滞の緩和等の効果をどう見ておられるか。ここが一つポイントだと思うし、名神、京滋バイパスの交通量がどう推移しているか、この実態把握をどの様にされているか、これも、私は一つのポイントだと思います。これらについて、どう考えておられますか。

**【伊藤室長】**お尋ねの京滋バイパスの状況の前に、各自治体の負担が伴うようなお話しがあつたが、先程、松田理事からも答えた様に、基本的には有料道路で整備されるのが前提ですので、ただ、事業に入る前に、計画調整そういうものの協力はさせて頂くが、そういう負担は今のところありません。

**【前窪】**今のところでしょう。

**【伊藤室長】**基本的に有料道路事業で実施して頂くことに決まっているので、本体事業に対しての負担はないということです。それから、京滋バイパスですが、元々国道1号のバイパス的な位置づけで、この道路は整備されたわけであり、当然名神や第二名神のような高規格ではないので、設計速度も線形も一般国道のバイパス並みの状況しかないので、当然、規格が全然違うということです。それから、先程も申し上げたが、「草津－瀬田間」だとか、京滋バイパスがあつたとしても、その根っこの部分で一本しかないという状況があるので、これは渋滞も問題だし、災害時も一本しかないということで、そこがいわゆるアキレス腱になり、第二名神については必要だと考えています。

**【前窪】**名神の「草津－大津間」、何車線でやっておられますか。

**【伊藤室長】**「大津－草津間」ですか、まず「瀬田－大津間」は4車線です。「瀬田－草津」までは6車線で整備されています。「草津－栗東」は6車線で整備されています。

**【前窪】**名神本体も、交通量の緩和策ということで、車線を増やすなどやっている。そういうことも勘案していく必要があると思います。平成2年12月、当時の建設省幹部は地元説明会の席上で、道路公害を心配する市民の質問に対し「環境は確実に悪くなります。だが死ぬほどではありませんよ」と答えられており、参加者のひんしゅくをかっかつたという報道もされておりますね。環境汚染、建設費の地元負担等について、将来に禍根を残しても建設せよという立場で、ごり押しすべきでないと思います。いったん立ち止まって、府民の声を市民の声を聞くべきだ。このことを強く申し上げておきたいと思います。

## 府民の建設反対看板の設置拒否について

**【前窪】**関連してお聞きしますが、城陽市民の中で、「ムダと環境破壊の第二名神はいりません」という運動が立ち上がっています。先程言った、「第二名神を早くつくれ」という建設促進協の方が、国道24号線沿いに促進を訴える看板を二本ほど出しておられます。かなり巨大な物です。これらを憂慮する市民の方

は、土地所有者の了解を得て、「建設反対だ」という看板を立てるために、城陽市役所都市建設部に事前に相談に行ったところ、府の屋外広告物条例により設置を拒否されたということをお聞きしています。促進協の大きな看板は堂々と立てておられる中で、こういう看板について、府へ城陽市から協議はあったのか、今回の反対看板の設置の件について府への協議があったのか、これらの経過についてお聞きしたいと思います。

**【公園緑地課長】**今の看板の件ですが、我々の課には協議はありません。

**【前窪】**24号線沿いには、大きな促進協の看板他、たくさんの広告看板も出されています。国幹会議でも「無駄な高速道路をこれ以上つくるのか」との意見も出されたと聞いています。賛否が分かれる問題について、促進の看板を特別扱いにし、なぜ市民の意見の表明看板は、拒否されているのか、その理由について、私は府条例をつくっている府の見解をお聞きしたいのですが、一度、城陽のいわゆる、この府条例の執行窓口になっているのは、城陽市の都市建設部の方の様なので、私は十分協議をして頂いて、まだその事を承知していないということであれば事後でも結構ですから、報告をして頂きたいと思いますが、いかがですか。

**【公園緑地課長】**我々の方では、今どこに立っているかという認識をしていないので、十分調査をして、もし、法令、あるいは条例に違反があるようであれば、適切に指導していきたいと考えています。

**【前窪】**いわゆる言論表現の自由が、不当に、つまり、行政のやることは公益上必要だと、しかし市民の訴えることは公益上、何の益もないということで、もし看板を立てることを拒否しているということであれば、大変大きな問題になる。府の条例の解釈の問題にもなるということですから、私は直ちに調査をし、是正して頂くように強く求めておきます。以上です。

## **梅木 紀秀** (日本共産党・京都市左京区)

### **府営住宅のエレベーター設置、毎年2機では少ない**

**【梅木】**府営住宅についてお伺いします。エレベーターを設置して欲しいという要望をたくさん聞いていますが、毎年2機となっているということです。エレベーターを設置する対象というのは何棟ぐらいあって、今後どういうふうにつけていくのか。2機ずつでいくのか。何年先にエレベーターがつくのかという話になるが、計画と対象の棟数を教えていただきたいと思います。

**【課長】**府営住宅のストック活用計画でもって定めて、平成13年度から10年間でエレベーターについては、98機を設置するという計画を立てており、現在のところ17年度末においては、26機ぐらいの設置となります。今後については可能な限り、予算の許す限りになりますが、設置に向けて努力していきたい。

**【梅木】**対象棟数というのが、一定の基準であったと思うが、毎年2機というのではなくて、もっとつけてほしいという要望があるので、これはぜひとも努力していただきたい。それと、お年寄りが増えてきているところでも、元気で収入の高い人は利便性係数が上って、家賃が上がるのであればエレベーターはいらないという矛盾が出てきているので、今後、研究をして、私も提案をしたいのでよろしくお願いします。

### **府営住宅の入居継承厳格化について**

それから、同じく府営住宅で、入居継承の厳格化ということで、去年の12月26日に、国土交通省から通達がきています。同居親族だからといって、簡単に承継はできないとなると大変な問題になってくる。これについて、京都府としてどういう方針なのか。実際に、お母さんと息子さんが住んでいるところで、単純に言えば、お母さんがなくなったら、息子さんは出て行けという話になるが、京都府の方針をお聞かせ下さい。

**【課長】**今回、あくまでも国のガイドラインとして示されたもので、その中身というのは、公営住宅法においては、入居継承の承認をおこなってはならない、最低限の基準のみが定められていますが、長年にわたって同一親族が居住し続けるという、いわゆる入居者、非入居者間の公平性が、著しく損なっていると

いう実態が、全国の中で見られるというところから、真に住宅に困窮する低所得者に対して、的確に住宅が供給されるようにということで、今回、その承継者に対して、配偶者、それから高齢者、障害者等で、特に居住の安定を図る必要がある者ということで、通知がされたところです。あくまでも、先ほど申し上げたように、国のガイドラインとして出されたものであり、京都府についても、現在のところ、過去3カ年で見ても、配偶者がだいたい85%ぐらいであり、議員ご指摘の子どもさんの場合は、だいたい10%ぐらいございます。そういったこともある中で、他府県の動向も探りながら、京都府としての考え方をまとめていきたい。

【梅木】実際に住んでおられる方が不安になる中身なので、十分に不安に応えられるように運用についてはお願いしたいと思います。

## 京田辺京阪東ローズタウンのパチンコ店建設について

【梅木】次に、京田辺の松井大手の京阪東ローズタウンのパチンコ店建設の話です。この問題では、指導を、府として仕切れないということがあって、府庁へ行きますと、権限が移譲されて土木事務所ということなので、土木事務所へ住民の方が行かれても、これは法に定まっている通り許可せざるを得ないという話になるわけですね。つい先日、同じ京田辺のほうで、祝園のほうですが、14軒くらいの住宅開発があり、そこにつながる道が、2~3メートルぐらいで、京田辺市が、軽自動車しか通らないでくださいと書いている。そこを通過して宅地開発ができるのかということになったら、府は法的には問題ないから、許可をせざるを得ないという話になるわけです。そこで、本題は、権限移譲で土木事務所に行ったが、土木事務所は法を見て許可せざるを得ないということになってしまう。住民の方は結局、権限移譲して、業者にとってみれば、近くになって便利になったかもしれないが、住民が出かけていって話をしたら、法的には問題ないということで、どうしてもそれ以上いかない。松井山手の問題は、京阪が3月までは、パチンコ屋が来るということを隠し、知らずに住宅を買った人がいる。京都府もまちづくりの観点で指導をしてもらわないと駄目なんじゃないかとなっても、京都府のほうは、権限移譲したということになっている。これはちょっと問題ではないか。権限移譲の持つ問題について、どう考えているかお聞きしたい。

【建築指導課長】わからない点があるが、権限移譲するときには、例えば土木事務所所長権限ということで従来、本庁でやっていた事務について、土木事務所に移譲する場合には、当然、開発の場合であれば、マニュアルも引継ぎ事項として提供しておるわけですから、どこに権限があろうが、行政指導としての内容が変わるところはないと考えております。

【梅木】今の答弁が問題なのです。パチンコ屋が出てきて住民の方が困っている。府庁のほうでという話をして、お会いしたいということ、住民の方がおっしゃっている。そしたら、土木事務所に権限があるから、土木事務所のほうに行ってくださいと、実際、応えられましたね。そういうことになるわけです。住民の人は、土木事務所に行ったって、いや、これは法がということになって、さっき言いましたように、業者は便利になったかもしれないけれども、住民は訴えていくところがなくなってしまっているわけですね。もう一つは、そういうことによって、各土木事務所で行ってきいている問題について、府全体でどういう状況になっているのか。これについて、府が持つ権限を最大限使って、横のつながりもあって、やっぱり住民の立場に立った指導をしようということが、その視点がなくなってくるという問題になっているのです。これは、今、答えられたようにしか答えられないと思いますが、権限移譲で、京都府全体のまちづくりや都市計画やいろんな問題、住民の暮らしに、そういう問題も、住民の目線からすれば出てきますよということ、検討しなければならぬ課題として指摘しておきたいと思います。

## 舞鶴の高潮問題について

【梅木】最後に、舞鶴の高潮問題ですが、府道をかさ上げするという工事が進んできている。その中で、国道のほうはまだのようです。それから、舞鶴の市道のほうも、まだ課題が残っているとなっています。

以前はこの京都府で高潮問題は、担当の部署が無かった関係で、誰が担当で、これに対応してもらえますかということで、港湾課長が窓口になっていただきましたが、この問題については、引き続き港湾課のほうでいいのか。それから、身近な問題も含めて、府の関係のところは、今後どういう見通しなのかお聞かせ下さい。

【課長】舞鶴の高潮問題について、全体の取りまとめについては、港湾における高潮問題ということで、私どもで引き続き対応したいと思っております。ただ、具体的な対応の対策の関係で、それぞれ事業課が対応する部分については、そちらでということをお願いしたいと思います。

【道路管理室長】高潮に伴う道路冠水による問題ですが、地元との調整を行い、現在、府道の余部下舞鶴港線、それから議員の言われました国道 177 号についても地元の合意をいただき、現地ですでにかさ上げの工事に着手をしております。次の高潮シーズンまでに完了させたいと考えている。

【梅木】私が心配するのは、府道をかさ上げするけれども、その他に、水の排水の処理とか、いろいろな形で対応をしていく必要がある。舞鶴市と一緒に相談しながら解決して頂きたいと思うが、窓口がどこかわからなくなるということがないように、しっかりと調整をしていただきたいと思いますし、お願いをして終わります。

## **本庄 孝夫**（日本共産党・京都市山科区）

### **京都市内高速斜久世橋間、市の街路事業に 12 億円の助成は異例**

【本庄】京都市内高速道路について伺います。斜久世橋区間の事業費の負担割合、総事業費 270 億円のうち、京都府が 12 億円を補助するということが報道されていますが、予算では、その助成に 3 億円、継続の新十条と油小路線に 17 億円、合わせて 20 億円です。そこでお伺いしますが、斜久世橋区間の事業、京都市の都市街路事業に府が助成するということがありますが、どのような経過でそうなったのか。また、府の 12 億の助成がどのような検討経過で決まったのかお尋ねします。

【室長】公団民営化により、いわゆる料金の徴収期間等が短くなったということで、阪神高速道路公団でのいわゆる償還が閉じないというようなことが発生しまして、その部分については、基本的には本来、道路管理者である京都市のほうで、その部分、約 270 億円ですが、京都市の街路事業ということで取り組むことになりました。これに対する京都府の支援については、斜久世橋区間は当然、京都高速道路のネットワーク、油小路線と新十条、いわゆる、つなぐ部分です。この区間が完成するということが京都高速道路としてのネットワーク、または京都府南部の高速ネットワークが完結するものであり、この部分についても早急に整備をする必要があります。京都府としては、従来の府市連携の下で進めてきたので、この区間についての必要性をかんがみ、今回、補助をするということです。なお、補助の 12 億円ですが、京都高速道路の京都市内の利用、また、府域から市内への利用、そういうものもありますが、府として府域から市内への交通の約半分程度は、京都府としても、広域量のメリットがあるということで、今回、補助を考えたということです。

【本庄】昨年の特別委員会でわが党の議員が指摘をしたが、都市街路事業に府が助成をするという、極めて異例の、12 億円の助成であるという問題。それから新聞では、京都市は高速道路はつながって初めて効果が出る。答弁でネットワーク云々ということがありましたけれども、はたして新十条通りと油小路線を結ぶ効果があるのか。例えば、大阪から第二京阪油小路を通過して市内に入るといえるのは考えられる範囲だ。しかし、新十条を使って山科へ出てくると、どれだけ利用されるというふうに見込まれているのでしょうか。

【室長】新十条通り、それから油小路線、いわゆる L 型でのネットワークということになります。基本的に東山断面の交通緩和にもなりますし、また南から東山方面へ行く車両の連続的な高速道路利用という観点からも必要だと考えております。基本的に、今のところ、交通量については、両交通量として約 5 万 7 千台程度が見込まれると考えております。

【本庄】私は、山科の新十条の出口の近くに住んでいますが、山科の皆さんにいろいろお話を伺いしても、今の時代に、有料料金 450 円を払って本当に利用するのか、できるのかというのが通勤されている方々

や利用される可能性のある方のお話です。そういう点から言いましても、府の助成をあえてそこへする問題、また利用見込みが5万7千台ということですが、どう考えてもそんな数になるとは思えないですね。また、環境問題が非常に心配されているなど、本当に今、270億円も使って斜久世橋区間をつなぐ必要があるのか。本当に必要な事業なのか。私は、見直しが必要ではないかと思うんです。

もう一点お伺いしますが、第二京阪の木津川の架橋部分の側道、これは急がれている声大きい。その見直しはどうでしょうか。さらに、第二京阪の大阪府域の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

**【室長】** 高速道路の整備効果でありますけれども、現在の第二京阪ができることによつての1号線の交通渋滞の緩和等を見てもわかるように、高速道路を整備することによつて、周辺の一般道路の渋滞緩和は図れるというふうに考えており、引き続き整備が必要だと考えています。それから、第二京阪道路の木津川架橋は、一般道路の件だと思いますが、国土交通省により、現在発注をされ、架橋工事がされているとお伺いしています。完成時期については、まだ私どもとして充分にお聞きはしていません。第二京阪の大阪府域ですが、現在収用を行つてでも、平成21年度末には完成をしたいとお聞きしています。

## 生活道路の安全を守るためにも、京都高速の助成はやめるべき

**【本庄】** 今、お話をきいても、整備効果があると。しかし、どう考えても斜久世橋区間をつなぐことによつて、どれだけの効果があるのか甚だ疑問です。財政の問題から言つても、阪神高速の道路事業を肩代わりするというのは京都だけでなく、大阪や神戸でもあると。しかし、大阪では、京都と同様の国の補助も提案されたが、大阪市の負担が400億円にもなるために、財政難を理由に受け入れを拒否していると新聞でも報道されているわけです。しかも、先ほどの質問のやり取りの中で、本府の道路行政は、例えば1.5車線道路や道路改良などで予算を抑えようと必死の努力をされている。それでもなかなか進まないという、本府の財政状況があるわけですから、見通しの無い20億円もの財政支出はやめるべきだ。いかがですか。

**【理事】** 1.5車線の道路整備の財政問題も絡みましたが、私どもは高速道路から地域に密着した生活道路まで満遍なく策別にやっていくという立場です。先ほどから、京都高速道路については、新十条の先の斜久世が連結をすることによつて、初めて山科から一基通関で第二京阪へ行ける。これが途切れることになれば、さらにその下の部分の街路の部分に大きな影響も出るということから、どうしても、これはつなぐ必要があるということ、事業者の京都市さんが判断をされることによつて、京都府は、従来からの経緯を踏まえながら、あるいは、府市連携の立場から、助成をしていくという決断をしたものです。

**【本庄】** 京都市の道路事業者の話が出ましたけれども、例えば、京都市の道路行政でも、生活環境整備費の補整道路補修費、それから道路維持補修費、道路改良費などは、どんどん下がってきているんですね。一方で、管理瑕疵関連の損害賠償は95年と比較すると、10年で4倍以上になってきている。結局、市民生活に密着する生活環境整備が極端に削られているから、こうした問題が起こってるんじゃないかと思うのです。そういうことも含めて、しっかり検討する必要がある。京都府として、京都市長に見直し・凍結を求めるべきだということを強く要望して質問を終わります。